

京都府立朱雀高等学校 定時制課程 生徒心得

<基本課題>

定時制高校は、働きながら学ぶ人のために高校教育を保障する場である。したがって生徒諸君は勤労と学習の両立を図るとともに、みずから規律を守り、多様性を認め、互いの学ぶ権利を尊重して、学校生活を送らなければならない。

1. 学校生活について

- ①お互いの人権を尊重し、暴力・暴言・いじめなどは絶対にしない。
- ②授業は欠席・遅刻をせず、教科書・筆記用具を携行し、決められた座席に座って授業を受けること。授業の妨げになる言動、他人に迷惑のかかる行為はしてはならない。
- ③未成年者はいかなる場所においても喫煙・飲酒してはならない。成年であっても、校内及び学校の周辺道路上において喫煙・飲酒することを禁じる。
学校行事・生徒会行事等で校外に行く場合は、その場所を学校とみなし、喫煙を禁ずる。
- ④部外者を校内及び学校周辺に呼び込むことは、禁止する。
- ⑤掲示物は、事前に生徒部に申し出て許可印が押されたものでなければならない。掲示物には責任者の氏名を明記し、所定の場所に掲示しなければならない。
- ⑥携帯電話は、授業中は電源を切っておくこと。また、職員室・保健室・図書館・食堂での使用を禁止する。

2. 通学について

交通ルールを守り、自らが事故防止につとめる。

- ①バイク、自動車での通学は認めない。
- ②自転車は所定の場所におき、施錠すること。

3. 懲戒について

次のような行為のあった場合、訓告・家庭謹慎・退学等の指導を行う。

- ①暴力行為、暴走行為、いじめ
- ②授業の妨害、教師に対し反抗的・威嚇的な言動や行為のあった場合
- ③上記1-③に該当する喫煙、及び類似行為・飲酒
- ④バイク・自動車についての規則に違反した場合
※…バイク・自動車の校内乗り入れ、周辺の道路への迷惑駐車も指導を行う。
- ⑤故意に施設・器物を破損した場合
- ⑥上記1-④に該当する行為
- ⑦その他社会のルールに違反する行為